

**2021年9月・2022年4月入学基幹・創造・先進理工学研究科
修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試
特例措置（筆記選考のオンライン試験への振替）について**

試験場に来ることが原則であります。日本に入国できず、試験場での受験ができない方、また新型コロナウイルス感染症に罹患した方、濃厚接触者になった方の救済を目的として、7月3日の筆記選考について、「特例措置（オンライン試験）」を設けることとします。なお、オンライン試験の実施日について、原則、7月3日、もしくは7月4日の面接試験と共に実施するものとします。詳細は以下の通りです。

【特例措置申請資格】

所定期間に基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試に出席し、かつ、次のいずれかに該当する方とします。

- a) 海外在住であるが、入国制限に伴い、基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試を欠席せざるを得ない場合で、外務省もしくは受験生在住国の日本国大使館等の web ページ（日本語もしくは英語）の印刷物など、渡航ができないことの実状を証明する書類を大学院入試担当に提出することができる方。
- b) 日本在住者で、新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより、基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試の試験を欠席せざるを得ない場合で、その事実を証明する書類（医師の診断書）を大学院入試担当に提出することができる方。
- c) 日本在住者で、新型コロナウイルス感染症にかかる濃厚接触者となったことにより、基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試の試験を欠席せざるを得ない場合で、その事実を証明する書類（隔離を指示した保健所の名称・連絡先、隔離期間等、保健所から発行された書類がある場合は当該資料）を大学院入試担当に提出することができる方（必要に応じて当該保健所に確認を行う場合がある）。

【申請方法・申請期間および「特例措置」が適用されるための要件】

2021年6月16日（水）に理工学術院大学院入試 Web ページ内で、特例措置実施内容を周知します。また、2021年6月19日（土）に理工学術院大学院入試 Web ページ内で、特例措置申請のための専用申請フォームを開設します。申請期間は、2021年6月19日（土）10時（午前）～6月23日（水）12時（正午）（JST）とします。なお、次の要件を全て満たした方に限り、「特例措置」の適用を受けることができます。

- ①所定の出願期間に基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試に出席すること。
- ②専用申請フォームにて、申請期日（2021年6月23日（水）12時（正午）（JST））までに、不備なく申請を行ったこと。
- ③上述「特例措置申請資格」を満たすことを証明する書類を、②の申請時に提出し、その事実を確認できたこと。

5月26日（水）～6月1日（火）	基幹・創造・先進理工学研究科修士課程一般入試・飛び級入試、一貫制博士後期課程一般入試出願期間
6月16日（水）	特例措置実施内容の理工学術院大学院入試 web ページでの周知
6月19日（土）10時（午前）～ 6月23日（水）12時（正午）（JST）	理工学術院大学院入試 web ページでの特例措置申請に関する申請フォーム受付期間
6月25日（金）	特例措置申請者への可否メール通知
7月3日（土）	試験場での筆記選考、特例措置オンライン試験実施日※
7月4日（日）	面接選考（Zoom）、特例措置オンライン試験実施日※

※オンライン試験の実施日について、原則、7月3日、もしくは7月4日の面接試験と共に実施します。詳細については、上述の通り、6月16日に周知を行います。